

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十一号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。